

町田市公告第 40 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、町田都市計画生産緑地地区に係る都市計画の案について、次のように公告する。

なお、町田市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中、町田市に対して意見書を提出することができる。

2026年10月23日

町田市長 稲垣 康 治

都市計画の種類	都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域
町田都市計画 生産緑地地区	削除する部分 町田市相原町字坂下、小山町字三十九号、真光寺町字十号、下小山田町字宮ノ前、小山町字一号、常盤町字二十三号、野津田町字松葉・字綾部、大蔵町字井ノ花、大蔵町字堰口、野津田町字中村、野津田町字丸山、矢部町字二十四号、木曾西三丁目、金井四丁目、三輪町字五号、三輪町字十九号、本町田字乙二号、本町田字一号、高ヶ坂四丁目、成瀬一丁目、成瀬二丁目、南町田一丁目、つくし野二丁目、南町田四丁目、小山町字九号、森野四丁目、小川一丁目、金森二丁目、図師町字四号、根岸二丁目、本町田字十二号 各地内 追加する部分 町田市金森二丁目、矢部町字二十六号、小野路町字下堤 各地内

縦 覧 場 所 町田市役所都市づくり部都市政策課(市庁舎8階)

縦 覧 期 間 公告の日から2週間

意見書の提出先 町田市森野二丁目2番22号
町田市役所都市づくり部都市政策課

掲示期限:11月6日